

<新型コロナウイルス感染症影響対策>
【県】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・【国】持続化給付金
制度説明会開催のお知らせ

村松商工会では、新潟県による休業要請に応じた事業者に対し支給される「新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少した事業者に対し支給される国の給付金「持続化給付金」の制度概要と申請方法に関する説明会を開催します。

どちらも今後の事業継続・経営改善に活用できる給付金ですので、対象要件に該当する事業者の方はぜひ本説明会にご参加ください。

新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【給付額（一律）】10万円

- 【対象要件】①新潟県内で、緊急事態措置（令和2年4月21日）以前から協力金支給対象施設（裏面参照）を営んでいること
②緊急事態措置の期間（令和2年4月22日から令和2年5月6日まで）のうち少なくとも令和2年4月24日から令和2年5月6日までの全ての期間において、県の要請に応じ、休業や営業時間の短縮等を行っていること。

【申請期間】令和2年5月11日から令和2年6月30日まで

【申請方法】県申請用 HP (<https://niigata-kyugyo.jp>) からの電子申請か書類の郵送申請

持続化給付金 【給付額（上限）】中小法人等：200万円 個人事業者等：100万円

- 【対象要件】①2019年以前から事業収入を得ておらず、今後も事業継続の意思があること
②2020年1月以降、新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少していること（※業種は問いません）

【申請期間】令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

【申請方法】持続化給付金申請用 HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>) からの電子申請
※書類による申請については現時点で未定ですが、説明会当日までに詳細が決定した場合、あわせて説明いたします。

1. 日 時 令和2年5月22日（金）14:00～15:00

説明会終了後、希望により1社30分程度で申請に係る個別相談を承ります。

※要予約（時間：15:00～17:00 申込状況により時間を調整させていただきます）

2. 内 容 (1)新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請手続きについて

(2)持続化給付金の申請手続きについて

3. 講 師 村松商工会 経営指導員 石井

4. 会 場 村松商工会館 2階大会議室（五泉市村松乙245）

5. 申 込 5月18日（月）までに村松商工会へお申込みください。

TEL.0250-58-2201 FAX.0250-58-8409

5/22開催 県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・持続化給付金制度説明会 参加申込書

| | | | |
|------|--------------------|---------------------|--|
| 事業所名 | | 電話番号 | |
| 住 所 | | F A X | |
| 参加者名 | ① | ② | |
| 申 込 | 【説明会】□申し込む □申し込まない | 【個別相談】□申し込む □申し込まない | |

<新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給対象施設>

1 協力金支給対象施設

| 施設の種類 | 要請内容 | 対象/対象外 | 施設例 |
|---------|----------------------------|--------|--|
| 遊興施設等 | | 対象 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬（車・舟）券売場、ライブハウス、バンド練習場、コンパニオン |
| 文教施設 | 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請） | 対象 | 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校） |
| 大学、学習塾等 | | 対象 | 大学、専修学校、各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室、陶芸教室、社交ダンス教室 |
| 運動、遊技施設 | | 対象 | 体育館、（屋内・屋外）水泳場、ボウリング場、スケート場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク、遊園地、インドアゴルフスクール、遊覧船 |
| 劇場等 | 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請） | 対象 | 劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場 |
| 集会・展示施設 | | 対象 | 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール |
| | 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請） | 対象 | 博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 |
| 商業施設 | | 対象 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗（ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く。）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室）、整体院（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。）、ドッグラン、ドッグカフェ（飲食の提供なし）、ネコカフェ（飲食の提供なし）、カイロプラティクス整体、占い、リラクゼーション、建築関係（来客があるもの）、パチンコ店附設の景品交換所、カードショップ、楽器販売、古着屋、中古車販売店 |

2 営業時間短縮等により協力金支給対象となる施設

| 施設の種類 | 要請内容 | 対象/対象外 | 施設例 |
|--------|----------------------------|--------|---|
| 食事提供施設 | 適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請 | 対象 | <p>飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、タピオカ屋、屋形船</p> <p>※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）</p> <p>※もともと朝5時から夜20時までの時間帯の中で営業している飲食店は、休業要請の対象外で、協力金の支給対象となりません。（終日休業した場合も対象外です。）</p> |